

70

婦人少年室長閣下

(部内資料)

昭和40年度

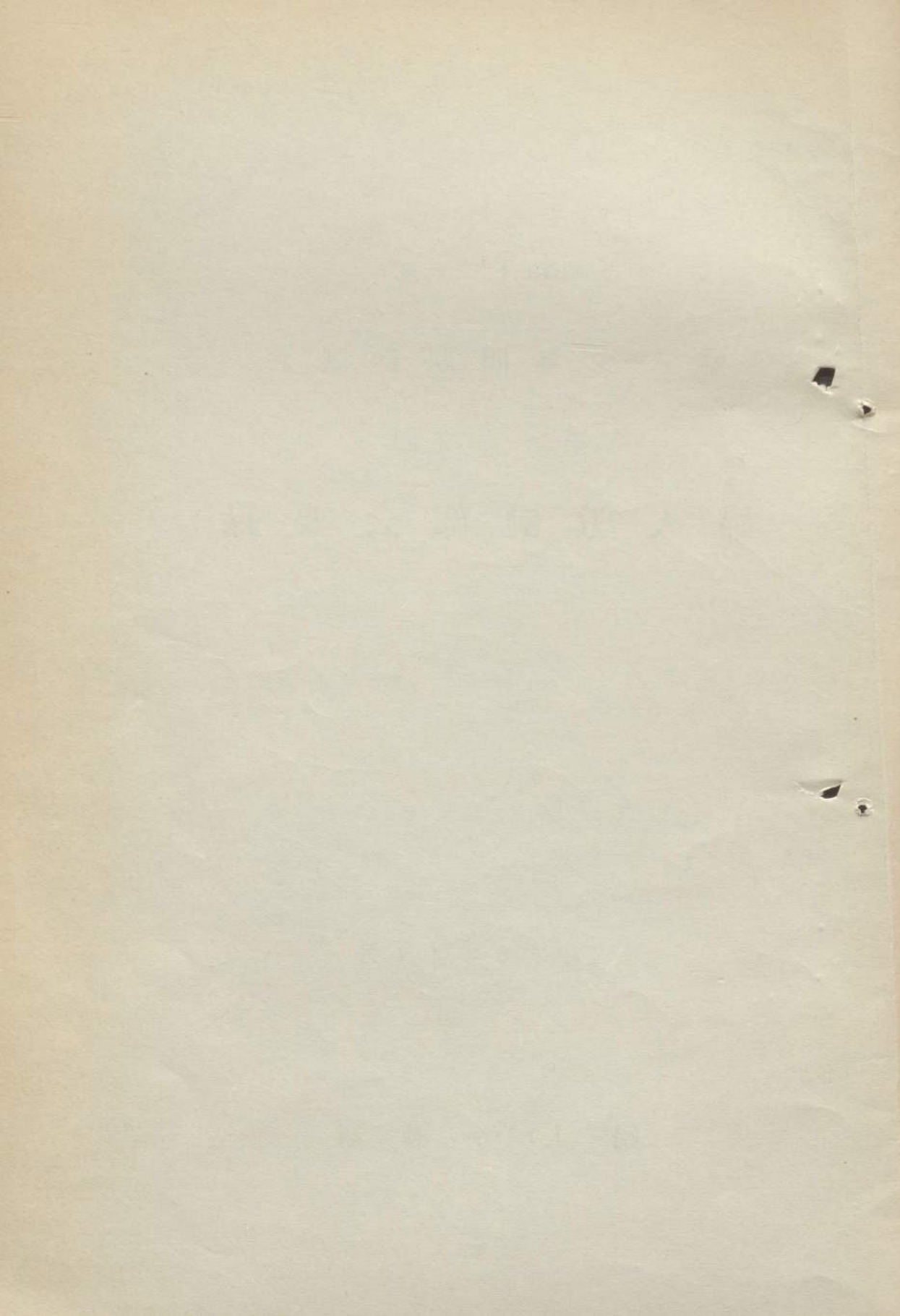
婦人少年問題審議会

第4回

婦人労働部会要録

昭和40年12月

婦人労働課



婦人少年問題審議会
昭和40年度 第4回 婦人労働部会

日 時 昭和40年 12月 7日

午後2時～5時

場 所 婦人少年局長室

司 会 渡辺 部 会 長

出席者

委 員	江 幡 委 員
	長 内 委 員
	佐々木 委 員
	多 田 委 員
	縫 田 委 員
	平 田 委 員
	松 井 委 員
	渡 辺 委 員

事務局 高橋婦人少年局長
徳永婦人労働課長

1. 部会長あいさつ

前回、「雇用対策法案に関する要望案」について審議したが、今日は、その修正案について審議したい。前回の審議の結果事務局で修正した才又次案をお送りしたが、今日私の案も提出したので審議していただきたい。職業研究所と雇用率のことについてはその後の経過をうかがいたい。

2. 「雇用対策法案に関する要望」案の審議

事務局 職安の事務当局と話をしたが、その結果、この案に盛られている均等待遇の問題は、とり入れたいという意向である。

雇用率は今の段階では、法的に設定することはむづかしいので、検討中とのことである。研究所については「研究所」という形で出さず、「研究の必要がある」という形で出すようである。職業安定審議会には、12月20日頃、この法案の説明をする予定ということである。

部会長 雇用対策法案に私達の意見をのべることについてはどうか。また意見をのべるとしたら、この要望案によって審議するかどうか。この二つのことについて

て御意見を伺いたい。

佐々木委員 要望をどこに出すか。

事務局 婦人労働部会長から、職業安定局長あて出すという
ことではどうか。

佐々木委員 職業安定審議会会長に出すつと、職業安定局
長に出すのとでは違ふと思う。その様な事例はある
か。

婦人少年局長 婦人少年問題審議会会長名で労働基準審議会
会長に出したことがある。

佐々木委員 20日すぎに審議会会長あて出したらどうか。
審議会としては、公式文書があれば審議せざるを得
ない。事務局に出したのでは、事務局に聞くので、
審議会の受け取り方は違ふ。

松井委員 事務局から、あちらの事務局に話を付けておい
てもらいたい。審議会の意向は審議会に出したらど
うか。

平田委員 婦人少年局長にもっとも効果的なやり方を研究
してもらい、その上で、審議会に出した方がよけれ
ば、会長あて提出したらどうか。

部会長 いつ、どこにあてて出すかは事務局に一任する。

事務局 オ又次案の赤線をひいた部分がオノ次案を修正した箇所である。そしてオ又次案に前回審議した結果が十分入っていないというので、部会長の修正案が出された。

事務局 —— オ又次案および部会長修正案を朗読 ——

部会長 オ又次案および修正案について、どうしたらよろしいか。

佐々木委員 部会長修正案の方で審議をすすめてはどうか。

イ、「最近十数年間における婦人労働者の増加」について

平田委員 ここで言う婦人労働者とは雇用のことか。

事務局 広義には婦人労働者とは就業者全部をさす場合もあるが、一般には就業者の中自営業主と家族従業者を除いた雇用人を婦人労働者といっている。

ロ、「施策の重点」について

婦人少年局長 施策とは、雇用対策法案の施策か、労働行政全体をさすのか。

部会長 私はそれは同じものと思うので区別していない。

言葉は変えてもかまわない。

平田委員 「雇用対策」の重点としてはどうか。

ハ、「婦人労働は若年者を補助労働に雇用する」について、

佐々木委員 これは婦人労働特有の問題とは思わない。

松井委員 女子労働者の仕事は即ち補助労働だとは思わない。

多田委員 女子労働の評価は低く、現実には補助労働しかない。

縫田委員 私は婦人労働全体が補助労働に扱われていると思う。

松井委員 この補助的とは、腰掛的と考えられるということではないか。

佐々木委員 補助労働という言葉は好ましくない。扱われ方も悪いが、働くもの自身にも問題がある。

部会長 「若年者」をとってよい。

以上、事務局で、言葉使い等について検討してもらうことにする。

二、「専門に女子の担当官を配置する」について、

部会長 現在女子の担当官の数はあまりに少ないと思う。

配置するということだけをよろしいが。トレーニングの問題はどうか。

多田委員 配置するからには、トレーニングは必要なことであり、原文でよいと思う。

事務局 担当官の研修は行なわれている。

平田委員 紹介官等の配置計画はあるのか。

婦人少年局長 配置計画はあるが、男女の配置計画までは
ないと思う。

平田委員 職業紹介等の適性は男子の方がいいのか、女子
の方がいいのか。

縫田委員 指導官は男子が良いが、紹介官は女子の方が相
談に行き易いのではないか。

部会長 トレーニングの点はどうか。

事務局 任命された者が研修を受けることになっている。

平田委員 トレーニングの対象となる女子が少ないのでは
ないか。

縫田委員 「養成し配置する」にしたかどうか。

本 「雇用率の設定にあたっては……」について

事務局 法案に入らないかもしれないということであるが
原案の時点として入っているりで、これに関する要
望を残すかどうか。

長内委員 法案が変わることもあるので残しておいた方がよ
いと思う。

部会長 雇用率を設定するなら、期間を切らなければなら

ない。女子労働者の立場から云えば、雇用率が最高雇用率にされる心配がある。

縫田委員 雇用率設定に反対の委員が多ければ、ぬいた方がよいと思う。

平田委員 中高年令層の雇用率をさめる思想は、多く雇ってほしいということであり、女子労働者側から言えばあった方がよいと思うが、企業としては、のみにくいと思う。

婦人少年局長 「設定する場合には」としたらどうか。

佐々木委員 設定には反対であるが、設けられるなら、こうしてほしいということにしてはどうか。

部会長 事務当局でいろいろ分析されて 設定される以上は、問題がないようにするということで、入れることにする。

へ、「職業研究所」について

長内委員 この文章なら、設けてほしいというようにとれるが。

江幡・松井委員 研究所を設けることには賛成しがねる。

部会長 新たにつくるより、いまある機関を充実した方がよい。

平田委員 婦人問題を専門に研究する所が増えてもよいと思うので、研究機関を作ってもよいのではないか。

多田委員 婦人問題を専門に研究する部門をつくることを強く要望する。そして労働者も民間も官庁も入った研究機関が必要と思う。

佐々木委員 この法案の内容は今後も変わることがあると思われるので、本筋をつかんで要望に入れておいた方がよいと思う。

縫田・松井委員 大綱には新たに作られるよう言っているが現在ある機関を充実させるということにしたらどうか。

部会長 ではそのようにする。

ト、「職業訓練の推進にあたり ～就職を容易にするための再訓練コースを設ける」について

多田委員 ここに時間の問題例えば夜間にうけられるコースを設けるということも考えてよいのではないか。環境整備というなかにこのことが入るのかどうか。

若年層の流動化が激しく、定着を高めることも必要だが、訓練も必要であり、若年者をも含めた、ひろい意味での再訓練が必要だ。

松井委員 若い人でも夜の訓練が受けられるのはよいことだ。

多田委員 繊維の場合は企業での訓練は教養的なものである。他の企業ではどうか。

長内委員 教養的な点がある。

佐々木委員 訓練は国でしなければならないと考える。

部会長 「大綱の8」のなかに、女子特有のことを加えるということで、この項についても事務局で考えていただくということにしたい。

ナ、「託児施設についても----」について

佐々木委員 貸付けは、どこから出るのか。

事務局 雇用促進事業団法によって、失業保険金からの貸付けということになる。

長内委員 託児は婦人の立場から最も必要なことであり、思い切った表現をした方がよい。

多田委員 学童保育も必要だ。

平田委員 労働省独自として、地域別に容易に出来る施設をつくる方向に考えてゆくことが効果的だ。

事務局 今のところは厚生行政としてやられているので、それをどう理論づけて労働行政の中に入れるべきか。

非常にむづかしい。

部会長 上部組織は本省でも、地域は市町村にまかせて、

総合的にした方がよい。

佐々木委員 ここでの問題は貸付けのことだけと思う。

松井委員 企業はまずしいので、企業への貸付けより、地方公共団体に貸付けた方がよい。

部会長 地方公共団体への貸付けも含まれるか調べてほしい。

婦人少年局長 託児施設の問題は非常に重要であり、この雇用対策法への要望だけに盛りこもうとしたら無理が出るので全般的なことは、次回から審議してゆく「婦人労働力の有効活用」の問題の中で論ずることとし、ここでは出来ることだけ盛り込む様にしたらどうか。

部会長 今日の審議の結果を事務局でまとめてほしい。時間がないので、持ち廻りで決定したうえ要望を提出することにしたい。

雇用対策法案に関する要望案

最近十数年間における婦人労働者の増加は著しく、全労働者中に占める割合も15年前の24.9%から1964年の31.3%と増加してきた。また婦人労働者の年令構成、配偶関係にも変化が目立ち、中高年令者、有配偶者の割合が上昇している。

ところで雇用対策法案は、その立案にあたって「雇用の現在及び将来の問題点」を分析し、現在若年労働力は不足し、特に技能労働力の給源が枯渇しつつあり、放置すれば、国民経済の発展を阻害する公算が大きいといっているが、婦人労働については、(1)現在の労働力を一そう有効に活用することと、(2)従来の非労働力人口の労働力化を有効に指導することが施策の重点になる。

殊に婦人の場合は、(1)については国民経済全体がもはや、婦人労働は若年者を補助労働に雇用するという考え方で扱ったのでは現実に即さず、(2)については既に学生、病弱者、老令者等を除く男子と、若年の女子の殆んどすべてが労働力化しており、今後の新しい労働力補給源としては、結婚後のみ

きつづき労働市場に残る残る婦人をふくむ家庭婦人が最大となる可能性がある。

いずれにしても、既婚婦人が労働市場に定着するか、あるいは新たに入るかであって、これらの人々の雇用の増大は、わが国経済の円滑な発展にとって不可欠であり、労働力補給源確保のもっとも重要な問題と思われる。（以上、部会長修正案）

ところで、これら既婚婦人の多くは家庭責任をもっており、職業と家庭とに対する二重の責任を調和させる必要から生ずる特有の問題に直面している。従ってこれらの婦人を労働力として有効に活用するためには種々の配慮が必要であると考えられる。例えば長く家庭にあって家事に従事した後、職業に就こうとする婦人は、職業に関する知識技能をもたない場合が多く、整理されるべき家庭の諸用務を背負っている場合も多いと考えられるので、まず、これら身辺の諸問題を整理するための相談に応じ、職業を選定するに際しては職業情報を提供し、個々人の適性を配慮し、適切な職業を紹介するために、特別な相談、指導を行なうことが必要であり、また、相当期間職業を中断した後、復帰する婦人に対しては、実情に応じた訓練のあり方も考慮されるべきであろう。

以上のような観点から、雇用対策法の立案にあたっては運用面をも含め、次の諸点に考慮をはらわれることを要望する。

1、雇用対策法の総則に、ILOの「雇用政策に関する条約」および「同勧告」の趣旨等をも考慮し、取安法才3条の如き均等待遇の規定を設け、本法に基づく諸措置において女子が差別されることのないように留意すること。

2、「施策の大綱」5に述べられた諸施策において、家庭責任をもつ女子の就取および再就取を容易にするため、次の配慮をはらうこと。

(1) 女子のための取業情報の提供、適取送定のための指導相談などのため、専門に女子の担当官を配置すること。

(2) 中高年令者に対する^ホ雇用率の設定にあたっては、その対象となる取種に女子の多い取種を含めることにより、女子中高年令者の雇用が促進されるよう考慮すること。

(3) 「取業研究所」に婦人の取業に関する研究部門を設けること。

3、「大綱」^ト6の取業訓練の推進にあたり、女子がこれを受け易いように訓練施設内の環境整備について考慮すること。

また、女子の就取を容易にするための再訓練コースを設けること。

4、就取促進のための福祉対策として、^チ託児施設についても
資金貸付け等の対象にするなどの考慮をはらうこと。(以
上オ二次案)

(注) イ ～ チ は要録のなげこの整理番号

